

修習資金貸与要綱

裁判所法（昭和 22 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 67 条の 2 の規定及び司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成 21 年最高裁判所規則第 10 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、修習資金の貸与及び返還について次のとおり定める。

（貸与申請書の様式等）

第 1 条 規則第 1 条第 1 項に規定する最高裁判所の定める事項は、修習資金の貸与を受けようとする者の氏名、生年月日、住所その他必要な事項とする。

2 貸与申請書の様式は、別紙様式第 1 のとおりとする。

（保証書の様式）

第 2 条 規則第 1 条第 2 項に規定する保証書の様式は、別紙様式第 2 のとおりとする。

（貸与申請書の添付書面）

第 3 条 規則第 1 条第 2 項に規定する最高裁判所の定める書面は、規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる者を保証人に立てる場合のその者の印鑑登録証明書（市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書をいう。）とする。

（修習資金の貸与決定等の通知）

第 4 条 最高裁判所は、貸与申請を審査し、修習資金を貸与することを決定した場合にはその旨及び規則第 3 条の規定による一貸与単位期間ごとの修習資金の額を、修習資金を貸与しないことを決定した場合にはその旨を、当該貸与申請をした者及び当該貸与申請に係る貸与申請書に添付された保証書又は金融機関に保証を委託する旨を記載した書面に保証人として記載された者に通知するものとする。

（修習資金の貸与の方法等）

第 5 条 規則第 2 条第 2 項に規定する最高裁判所の定める日は、修習期間ごとに定

めるものとする。

- 2 規則第2条第2項に規定する最高裁判所の定める方法は、最高裁判所の指定する金融機関に設けられた修習資金の貸与を受ける司法修習生の名義の口座に振り込む方法とする。

(修習資金の額の変更)

第6条 規則第3条第5項に規定する申請書の様式は、別紙様式第3のとおりとする。

- 2 修習資金の貸与を受けようとする者が、貸与申請と同時に規則第3条第2項の規定による申請をする場合には、同条第5項の規定にかかわらず、貸与申請書の所定の場所にその旨を記載するものとする。
- 3 修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資金の貸与を受けている司法修習生が、規則第3条第2項の規定により同項各号（第1号を除く。）に定める修習資金の額への変更を申請する場合には、当該各号に掲げる場合に該当することを証する資料を添付しなければならない。ただし、同項第4号に定める額の修習資金の貸与を受けている者が、同号に掲げる場合になお該当する場合において、同項第2号又は第3号に定める修習資金の額への変更を申請するときは、この限りでない。
- 4 規則第3条第2項第2号に規定する扶養親族（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条第2項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。）の範囲については、人事院規則9－80（扶養手当）第2条の規定を準用する。

(修習資金の額の変更の通知)

第7条 最高裁判所は、規則第3条第2項から第4項までの規定による申請があった場合において、当該申請に係る修習資金の額の変更をするとき、又は変更をしないときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。ただし、当該変更をするときは、当該変更後の額の修習資金の交付をもって当該通知に代えるこ

とができる。

- 2 修習資金の貸与を受けようとする者が、貸与申請がされた日（貸与申請書を提出した日が修習期間の開始の日前であるときは、当該開始の日に貸与申請がされたものとみなす。）の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間（貸与申請がされた日が貸与単位期間の初日であるときは、当該貸与単位期間）の初日までに規則第3条第2項の規定による申請をした場合には、前項の通知は、第4条の規定による通知によってするものとする。

（要件喪失の届出）

第8条 規則第3条第2項各号（第1号を除く。次項から第4項までにおいて同じ。

）に定める額の修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資金の貸与を受けている司法修習生が、当該各号に掲げる場合に該当しないこととなった場合には、直ちに、その旨を別紙様式第3による要件喪失届出書により最高裁判所に届け出なければならない。

- 2 規則第3条第2項各号に定める額の修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資金の貸与を受けている司法修習生は、当該各号に掲げる場合に係る事実に変更が生じた場合（前項に該当する場合を除く。）には、直ちに、当該変更が生じたことを証する資料を最高裁判所に提出しなければならない。
- 3 最高裁判所は、必要があると認める場合には、規則第3条第2項各号に定める額の修習資金の貸与を受けようとする者又は修習資金の貸与を受けている司法修習生に対し、期限を定めて、当該各号に掲げる場合に該当することを証する資料の提出を求めることができる。
- 4 前項の規定により資料の提出を求められた者が同項の期限までに当該資料を提出しない場合には、最高裁判所は、当該者が規則第3条第2項各号に掲げる場合に該当しないものとみなすことができる。
- 5 規則第3条第7項の規定により修習資金の額の変更がされた場合において、同条第2項各号に掲げる場合に該当しないこととなった日の属する貸与単位期間の

次の貸与単位期間以降に係る修習資金として当該変更前の額の修習資金の交付を受けた司法修習生は、当該交付を受けた修習資金の額と当該変更後の修習資金の額との差額を直ちに返還しなければならない。

6 最高裁判所は、前項の規定による返還に代えて、同項に規定する司法修習生に交付すべき修習資金の額から同項に規定する差額の全部又は一部を差し引くことができる。

7 前項の規定により差額の全部又は一部を差し引いた場合には、最高裁判所は、同項に規定する司法修習生に対し、その旨及び差し引いた額を通知するものとする。ただし、差し引いた後の額の修習資金の交付をもって当該通知に代えることができる。

(金融機関による保証)

第9条 規則第4条第1項第2号に掲げる金融機関を保証人に立てる場合における保証に関する事項は、この要綱に定めるもののほか、別に定める。

(保証人の変更)

第10条 修習資金の貸与を受けようとする者又は被貸与者（修習資金の貸与を受けた者をいう。以下同じ。）が保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。以下この条において同じ。）となるべき者又は保証人を変更しようとする場合には、別紙様式第4の1又は別紙様式4の2による保証人変更申請書を提出し、最高裁判所の承認を受けなければならない。

2 前項の保証人変更申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 保証人となるべき者又は保証人を規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に変更しようとする場合 当該自然人の保証書及び第3条に定める書面

二 保証人となるべき者又は保証人を規則第4条第1項第2号に掲げる金融機関に変更しようとする場合 当該金融機関に保証を委託する旨を記載した書面

(新たな保証人の措置)

第 11 条 修習資金の貸与を受けようとする者又は被貸与者は、修習資金の返還を終えるまでの間に、その保証人となるべき者又は保証人（いずれも規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる自然人に限る。）について次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、前条に規定する変更を申請し、規則第 4 条第 1 項に規定する保証人を新たに立てなければならない。同項第 2 号に掲げる金融機関が保証人である場合において、当該金融機関について別に定める事由が生じたときも、同様とする。

- 一 死亡したとき。
- 二 行為能力を欠くに至ったとき。
- 三 強制執行を受けたとき。
- 四 租税その他の公課について滞納処分を受けたとき。
- 五 財産について競売の開始があったとき。
- 六 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたとき。

（撤回書の様式）

第 12 条 規則第 5 条に規定する撤回書の様式は、別紙様式第 5 のとおりとする。

（修習資金の貸与の終了事由）

第 13 条 規則第 6 条第 5 号に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 修習資金の貸与を受けている司法修習生の行方が知れなくなったとき。
- 二 最高裁判所に提出した書類に虚偽の事実を記載したことにより修習資金の貸与を受けたことが判明したとき。
- 三 保証人（規則第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる自然人に限る。）について第 11 条各号（第 1 号を除く。）に掲げる事由のいずれかが生じた後相当の期間内に規則第 4 条第 1 項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。

（修習資金の貸与の終了の通知）

第 14 条 最高裁判所は、規則第 6 条の規定により修習資金の貸与をしないものとした場合には、当該貸与をしないものとされた者（同条第 3 号に掲げる場合を除

く。)及びその保証人にその旨を通知するものとする。

(修習資金の返還)

第15条 規則第7条に規定する最高裁判所の定める日は、毎年7月25日(その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日)とする。

2 規則第7条に規定する返還は、最高裁判所の歳入徴収官が発する納入告知書(以下「納入告知書」という。)に基づき、前項に規定する期限までに行わなければならない。

(年賦金等の通知)

第16条 最高裁判所の歳入徴収官は、被貸与者に対し、最初の年賦金(当該被貸与者が貸与を受けた修習資金に係る年賦金をいう。以下同じ。)を納付すべき年の5月末日までに、各年賦金の額及び納入告知書の発送の予定期日並びに支払方法等を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、最高裁判所の歳入徴収官が必要と認める場合には、被貸与者の保証人(規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。)に対しても行うものとする。

(充当の順序)

第17条 被貸与者又はその保証人から年賦金の納付があった場合には、当該年賦金を次の各号に定めるところにより返還未済額に充当するものとする。

一 納付期限が到来した年賦金及び納付期限が到来していない年賦金があるときは、納付期限が到来したものに先に充当する。

二 納付期限が到来した年賦金が二以上あるときは、納付期限が先に到来したものに先に充当する。

三 納付期限が到来していない年賦金については、納付期限が先に到来すべきものに先に充当する。

2 前項の場合において、被貸与者に規則第10条の延滞利息が生じているときは、

当該納付があった年賦金は、延滞利息、年賦金の順で充当する。

(繰上返還)

第18条 規則第7条ただし書に規定する繰上返還は、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。

一 返還すべき修習資金の残額を一括して返還する方法

二 複数年分の年賦金を一時に納付する方法

三 納付期限が到来していない年賦金のうち、1年分の年賦金を納付する方法

2 前項に規定する繰上返還をしようとする者は、当該繰上返還に係る年賦金についての第16条に規定する納入告知書の発送の予定期日の2週間以上前の日までに別紙様式第6による繰上返還申請書を最高裁判所に提出しなければならない。

3 前項に規定する繰上返還は、同項に規定する繰上返還申請書に基づいて納入告知書に記載されている期限までに行わなければならない。

4 第1項第2号又は第3号の方法により繰上返還がされた場合には、当該繰上返還に係る年賦金は、当該繰上返還をした日に納付されたものとし、当該繰上返還に係る年賦金の納付期限後に到来する年賦金の納付期限を順次繰り上げるものとする。ただし、最高裁判所は、やむを得ない事由があると認めるときは、当該繰上返還をしようとする者の願い出により、当該納付期限の繰上げを行わないことができる。

(期限の利益の喪失)

第19条 規則第8条第1項第1号に掲げる事由による同項に規定する請求は、被貸与者が第15条第1項に規定する期限から3月を経過してもなお返還をしない場合に行うものとする。

2 規則第8条第1項第4号に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 被貸与者が相当の期間を経過してもなお第28条又は第29条の規定による届出をしないとき。

- 二 被貸与者又はその保証人が第30条第2項の規定に違反したとき。
 - 三 最高裁判所に提出した書類に虚偽の事実を記載したことにより修習資金の貸与を受けたことが判明したとき。
 - 四 保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。）について第11条各号（第1号を除く。）に掲げる事由のいずれかが生じた後相当の期間内に規則第4条第1項に規定する保証人を新たに立てなかったとき。
- 3 規則第8条第2項第1号に規定する最高裁判所の定める場合は、次に掲げる事由のいずれかを理由として、司法修習生に関する規則（昭和23年最高裁判所規則第15号。）第18条第3号の規定により罷免をされた場合（当該罷免をされた被貸与者が当該罷免の時点において司法修習生への再採用を希望しない場合を除く。）とする。
- 一 法第67条第1項に規定する試験（以下「考試」という。）に不合格となったこと。
 - 二 傷病、妊娠、出産又はこれらに準ずる事情（以下「傷病等の事情」という。）があること。
- 4 前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する被貸与者が、次に掲げる事由のいずれかに該当するに至った場合には、その時点で、規則第8条第2項第1号に規定する最高裁判所の定める場合に該当しなくなったものとする。
- 一 司法修習生への再採用を希望しないこととなったとき。
 - 二 前項第1号に掲げる事由に該当する被貸与者が、最初に不合格となった考試の次の次の考試に係る修習期間の末日までに修習を終えなかったとき。
 - 三 前項第2号に掲げる事由に該当する被貸与者が、当該傷病等の事情を理由として罷免されるまでの修習に係る修習期間の開始日から5年を経過する日の属する月の初日以降に最初に開始する修習期間の末日までに修習を終えなかったとき。
 - 四 将来、修習を終えないことが確実であると明らかに認められるとき。

5 規則第8条第2項第6号に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 被貸与者の行方が知れなくなったとき。

二 被貸与者が3年を超えて本邦外に居住することが確実となったとき。

三 被貸与者の他の申請に係る修習資金について、規則第8条第1項各号（第2号を除く。）又は第2項各号に掲げる事由のいずれかが生じ、被貸与者が返還未済額の全部を返還しなければならないこととなったとき（第2項第4号に該当する場合を除く。）。

（返還明細書の様式等）

第20条 規則第9条第1項に規定する返還明細書の様式は、別紙様式第7のとおりとする。

2 規則第9条第2項に規定する最高裁判所の指定する日は、第14条の規定による通知を発した日から3週間以内の日とする。

（年賦金等の督促）

第21条 最高裁判所の歳入徴収官は、年賦金及び延滞利息（以下「年賦金等」という。）の納付を遅滞している被貸与者に対し、速やかに、遅滞している年賦金等の額及びその支払方法等を示して納付を督促するものとする。

2 最高裁判所の歳入徴収官は、必要があると認める場合には、前項の規定による督促をした旨を当該督促を受けた被貸与者の保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。次条から第24条までにおいて同じ。）に通知するものとする。

（保証人に対する請求）

第22条 最高裁判所の歳入徴収官は、前条第1項の規定による督促によっては年賦金等の納付を受けることが困難であると認める場合には、当該督促を受けた被貸与者の保証人に対し、当該被貸与者が遅滞している年賦金等の額及びその支払方法等を示して納付を請求するものとする。

(返還未済額の全部の返還請求)

第23条 最高裁判所の歳入徴収官は、被貸与者が規則第8条第1項又は第2項の規定により返還未済額の全部を返還しなければならない場合には、当該被貸与者及びその保証人に対し、返還を要する額及びその支払方法等を示して返還を請求するものとする。

(法的措置)

第24条 最高裁判所の歳入徴収官は、前3条の規定による督促又は請求をした後相当の期間を経過してもなお当該督促又は請求を受けた被貸与者又はその保証人が履行しない場合には、法務大臣に対し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めるものとする。

(金融機関に対する請求)

第25条 最高裁判所の歳入徴収官は、規則第4条第1項第2号に掲げる金融機関を保証人に立てた被貸与者が年賦金等の納付を遅滞している場合には、別に定めるところにより、当該金融機関に対し、当該年賦金等の支払を請求するものとする。

(返還期限の猶予の手続)

第26条 法第67条の2第3項の規定による修習資金の返還の期限の猶予の申請は、別紙様式第8による返還期限猶予申請書を最高裁判所に提出してするものとする。

2 前項の返還期限猶予申請書には、災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となったことを証する資料を添付しなければならない。

3 第1項に規定する猶予の期間は、1年以内で当該猶予に係る事由が継続すると見込まれる期間とする。

4 前項の猶予の期間が終了するときに当該猶予に係る事由が継続していると認められる場合には、再度第1項の規定による申請をすることにより、当該猶予の期

間の延長をすることができるものとし、当該延長をすることができる期間は、1年以内で当該猶予に係る事由が継続すると見込まれる期間とする。

5 前2項の規定による猶予の期間は、通じて5年を超えることができない。

6 最高裁判所の歳入徴収官は、第1項に規定する猶予をする場合には、当該猶予を申請した者、被貸与者及びその保証人に対し、その旨及び当該猶予後の返還の期限を通知するものとする。

7 第1項に規定する猶予をされた被貸与者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、第3項から第5項までの規定にかかわらず、最高裁判所の歳入徴収官の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

一 規則第6条第4号に掲げる事由が生じたとき。

二 規則第8条第1項第4号又は第2項各号に掲げる事由が生じたとき。

三 最高裁判所に提出した書類に虚偽の事実を記載したことにより第1項に規定する猶予を受けたことが判明したとき。

四 国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、又はこれらのおそれがあると認められたとき。

五 虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

六 次項の規定による求めに応じなかったとき。

8 最高裁判所は、第1項に規定する猶予をした被貸与者に対し、当該猶予の期間中、当該猶予に係る事由が継続していることを確認するために必要な資料の提出を求めることができる。

(返還の免除の手続)

第27条 法第67条の2第4項の規定による修習資金の全部又は一部の返還の免除の申請は、別紙様式第9による返還免除申請書を最高裁判所に提出してするものとする。

2 前項の返還免除申請書には、被貸与者が死亡又は精神若しくは身体の障害によ

り修習資金を返還することができなくなったことを証する資料を添付しなければならない。

3 最高裁判所の歳入徴収官が第1項に規定する申請の審査に際し必要と認める場合には、被貸与者は、医師による診断を受けなければならない。この場合において、最高裁判所の歳入徴収官は、当該医師を指定することができる。

4 最高裁判所の歳入徴収官は、第1項に規定する免除をする場合には、当該免除を申請した者、被貸与者及びその保証人に対し、その旨を通知するものとする。

(変更事項の届出)

第28条 修習資金の貸与を受けようとする者又は被貸与者は、次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、その旨を別紙様式第10による変更事項届出書により最高裁判所に届け出なければならない。

一 修習資金の貸与を受けようとする者若しくはその保証人（規則第4条第1項第1号に掲げる自然人に限る。以下この条及び第30条において同じ。）となるべき者又は被貸与者若しくはその保証人の氏名、住所又は職業に変更があったとき（修習資金の貸与を受けようとする者又は被貸与者の修習に係る修習期間中において当該者の住所に変更があったときを除く。）。

二 当該保証人となるべき者又は保証人について第11条各号に掲げる事由のいずれかが生じたとき。

2 前項の規定による届出は、同項に掲げる事由が生じた日から2週間以内に行わなければならない。

(住所等の届出)

第29条 被貸与者は、司法修習生でなくなったときから修習資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までに、その年の4月1日における住所及び職業を別紙様式第11による住所等届出書により最高裁判所に届け出なければならない。

(資産状況の調査等)

第30条 最高裁判所は、修習資金の返還を終えるまでの間において、当該修習資

金の返還を受けるために必要があると認める場合には、被貸与者又はその保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

- 2 被貸与者及びその保証人は、前項の規定による求めがあったときは、これに応じなければならない。

(申請書等の提出)

第31条 第1条第2項に規定する貸与申請書、第2条に規定する保証書、第6条第1項に規定する申請書、第8条第1項に規定する要件喪失届出書、第10条第1項に規定する保証人変更申請書、第12条に規定する撤回書、第20条第1項に規定する返還明細書及び第28条第1項に規定する変更事項届出書は、いずれも司法研修所を経由して最高裁判所に提出をしなければならない。ただし、当該提出をするべき者が司法修習生でなくなった後においては、この限りでない。

(個人情報の取扱い)

第32条 最高裁判所は、修習資金の貸与及び返還に関して提出された書類に記載された個人情報を、原則として本人の同意を得ないで、修習資金の貸与及び返還に関する事務に利用する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供しないものとする。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

修習資金貸与申請書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、修習資金の貸与を受けたいので、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号。以下「規則」という。)第1条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、最高裁判所から修習資金を貸与する旨の通知がされ、修習資金の貸与を受けることとなった場合、裁判所法(昭和22年法律第59号)、規則及び修習資金貸与要綱に規定する事項を遵守するとともに、貸与された修習資金については、最高裁判所の定める日までに必ず返還することを誓約します。
おって、修習資金の貸与に関して提出した書類に記載された個人情報を、最高裁判所が、修習資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

提出する書式は

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ 氏 名	押印欄	生年 月 日	西暦 年 月 日
現住所	フリガナ (〒) 都道府県 市区町村			
電話番号 (自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等(左詰めとし、間に「-」を記入する。)	
メールアドレス	@			

2 保証人等(①又は②のいずれかを選択する。)

☐ ① 保証人2人を指名します。		
☐ ② 最高裁判所の指定する金融機関に対して申請者の個人情報及び修習資金の貸与に関する情報を提供することについて同意の上、当該金融機関に保証を委託します。		
添付書類	①の場合 ☐ 保証書(各1通)	②の場合 ☐ 保証委託書(2通)

3 修習資金の一貸与単位期間の額

23万円(基本額)

4 修習資金の額の変更(変更を申し出る場合に限り、①から③までのいずれかを選択する。)

☐ ① 18万円	規則第3条第2項第1号に定める額に変更する申請をします。
☐ ② 25万5千円	規則第3条第2項(□第2号/□第3号)に定める額に変更する申請をします。 (加算要件のうち(a)又は(b)のいずれか一方に該当する。)
☐ ③ 28万円	規則第3条第2項第4号に定める額に変更する申請をします。 (加算要件のうち(a)及び(b)のいずれにも該当する。)
加算要件	(a) 規則第3条第2項第2号 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)がある。 (b) 規則第3条第2項第3号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている。
添付書類	(a) ☐ 住民票の写し(続柄の分かるもの)又は戸籍謄本 ☐ その他() (b) ☐ 不動産賃貸借契約書の写し(□追完予定) ☐ その他()

5 振込先口座

修習資金について、次の口座への振込みを申し出ます(①又は②のいずれかを選択する。)

☐ ① 銀行等

金融機関	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ その他()	☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所	預金種別	☐ 普通 ☐ 当座
口座番号	※口座番号は、右詰めとし、空欄には「0」を記入する。			

☐ ② ゆうちょ銀行

記号	1	0	※通帳に記載されている記号及び番号を記載すること。	
番号			1	※番号は、右詰めとし、空欄には「0」を記入する。

通 帳 の 写 し ち ょ う 付 用 紙

氏名 _____

提出する書式は
「提出書類等」から
ダウンロードしたものを
使用してください

通帳(金融機関名(銀行名等, 支店名等), 預金等の種別, 口座番号(ゆうちょ銀行の場合は, 記号及び番号)及び口座名義人(片仮名)の分かる部分)の写しをちょう付してください。

申請に当たっての注意事項

1 申請者について

修習資金貸与申請書(以下「申請書」という。)記1の氏名欄には、戸籍上の氏名を記載する。旧姓使用を希望する者も、戸籍上の氏を記載すること。

2 修習資金の額の変更について

(1) 申請書記4の②の額への変更は、申請者が申請書記4の加算要件(a)又は(b)のいずれかに該当する場合に限り、申請書記4の③の額への変更は、申請者が申請書記4の加算要件(a)及び(b)のいずれにも該当する場合に限り、添付書類を付した上で申請することができる。

(2) 一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)があることのみを理由に修習資金の額の変更の申請をする場合には、添付書類として当該扶養親族の収入に関する証明書を添付すること。
なお、当該扶養親族に該当する者は、アに該当する者(イに該当する者は除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。

ア i 満60歳以上の父母及び祖父母

ii 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹

iii 重度心身障害者

イ i 申請者の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者

ii 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

(3) 虚偽の申請をした場合には、修習資金の貸与が終了され、返還未済額を一括して返還しなければならないことがある。

3 修習資金の額の変更に係る添付書類の留意事項について

添付書類		留意事項
加算要件(a)	住民票の写し(続柄の分かるもの)又は戸籍謄本	発行の日から3か月以内のものを添付すること。
	申述書	届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者があり、その者の住民票上の続柄の記載が「妻(未届)」又は「夫(未届)」となっていない場合に限る。
	収入に関する証明書 (非課税証明書、源泉徴収票、年金振込通知書、退職証明書、離職票等)	2の(2)に該当する場合に限る。
加算要件(b)	不動産賃貸借契約書の写し	契約書が作成されていない場合は除く。
	賃貸借契約証明書	契約書が作成されていない場合に限る。
	申述書	賃借人名義が本人ではないが、実質的な賃借人が本人である場合に限る。
	本人が家賃を負担していることを証する書面(通帳の写し等)	

4 振込先口座について

(1) 申請書記5の振込先口座は、申請者本人名義のものに限る(旧姓や通称名の口座は、使用できない。)。

(2) 振込先口座の通帳の写しを、別添ちょう付用紙にちょう付した上で申請する。

なお、当該通帳の写しは、金融機関名(銀行名等、支店名等)、預金等の種別、口座番号(ゆうちょ銀行の場合は、記号及び番号)及び口座名義人(片仮名)が分かる部分とすること。

(別紙様式第2)

印紙
ちょう付欄
(200円)
(印章又は署名で消
印すること)

保証書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、修習資金の貸与の申請者_____が裁判所法(昭和22年法律第59号)、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)及び修習資金貸与要綱に基づき、最高裁判所から貸与を受ける修習資金(貸与を受けた修習資金の総額又は修習資金の一貸与単位期間あたりの最高額(28万円)に貸与単位期間数(最大●回)を乗じた額のうちいずれか低い額)の返還及び修習資金を返還しなかった場合の当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ返還すべき額につき年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息に係る債務について、当該申請者と連帯して負担します。

なお、下記の内容に相違ないことを申述します。
おって、保証に関して提出した書類に記載された個人情報を、最高裁判所が、修習資金の貸与及び返還に関する事務を実施する目的のために、当該事務を委託する者に提供することについて同意します。

記

1 連帯保証人

氏名 (自署)	フリガナ 氏	名	押印欄	生 年 月 日	西暦 年 月 日
現住所	フリガナ (〒)	都道府県	市区町村		
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。		
添付書類	印鑑登録証明書				

2 連帯保証人の資力(①から⑥までのいずれか又は複数を選択する。)

私は、修習資金の貸与の申請者の修習資金に係る債務について、次のとおり保証できる資力を有しています。

収入等	☐ ① 給与所得	年 収 約 _____ 万円(税込み)
	職種 _____ (勤務先 _____)	
	☐ ② 年金収入	年 収 約 _____ 万円(税込み)
	☐ ③ 家賃収入	年 収 約 _____ 万円
	☐ ④ 利息(配当)収入	年 収 約 _____ 万円
	☐ ⑤ その他の収入(_____)	年 収 約 _____ 万円
	☐ ⑥ 資産(不動産、預金等)	資産額 約 _____ 万円

- (注意)
- 1 左上に200円分の収入印紙をちょう付し、印章又は署名で消印してください。
 - 2 押印欄には、印鑑証明登録印を朱肉で鮮明に押印してください。
 - 3 印鑑登録証明書は発行した日から3か月以内のものを添付してください。
 - 4 虚偽の申告をした場合には、修習資金の貸与の申請者に対する修習資金の貸与が終了され、返還未済額を一括して返還しなければならないことがあります。

修習資金の額の変更申請書 兼 要件喪失届出書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(□受けようとする者/□受けている者)ですが、(□一貸与単位期間ごとの修習資金の額を2の事由により3の額に変更したいので/□2の事由に該当しないこととなったため)申請(届出)します。

1 申請者(届出者)

氏名 (自署)	フリガナ 氏 名	押印欄
------------	-------------	-----

2 変更又は要件喪失の事由(該当するものを選択する。)

☐ ① 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。), 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)	
☐ (a) 有することとなった(有している)ため ☐ (b) 有しなくなったため	
事由発生日	平成 年 月 日
添付書類 (aの場合のみ)	☐ 住民票の写し(続柄が分かるもの)又は戸籍謄本 ☐ その他()
☐ ② 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)	
☐ (a) 借り受け, 家賃(使用料を含む。)を支払うこととなった(支払っている)ため ☐ (b) 借り受けなくなった, 又は, 家賃(使用料を含む。)を支払わなくなったため	
事由発生日	平成 年 月 日
添付書類 (aの場合のみ)	☐ 不動産賃貸借契約書の写し ☐ その他()
☐ ③ 基本額以上の額(月額25万5千円)の貸与を希望するため (注 月額28万円の貸与を受けている者が, ①及び②の事由のいずれにも該当する場合において減額を希望するときに選択する。)	
☐ ④ 基本額(月額23万円)の貸与を希望するため	
☐ ⑤ 基本額未満の額(月額18万円)の貸与を希望するため	

3 変更又は要件喪失後の一貸与単位期間の修習資金の額(該当するものを選択する。)

☐ ① 18万円
☐ ② 23万円
☐ ③ 25万5千円
☐ ④ 28万円

(注意)

- 一般職の職員の給与に関する法律第11条第2項に規定する扶養親族(同項第1号に掲げる配偶者及び同項第2号に掲げる子を除く。)があることのみを理由に修習資金の額の変更の申請をする場合には, 添付書類として当該扶養親族の収入に関する証明書を添付すること。
なお, 当該扶養親族に該当する者は, (1)に該当する者(2)に該当する者は除く。)で他に生計の途がなく主として申請者の扶養を受けているものをいう。
 - 満60歳以上の父母及び祖父母
 - 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
 - 重度心身障害者
 - 申請者の配偶者, 兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となっている者
 - 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- 2 増額事由が発生する場合には, 届出日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(届出日が貸与単位期間の初日であるときは, その日の属する貸与単位期間)以降に係る修習資金の額から増額することとなる。増額事由に該当しないこととなった場合には, 事由発生日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(事由発生日が貸与単位期間の初日であるときは, その日の属する貸与単位期間)以降に係る修習資金の額から差し引きし, 又は返納の手続をすることとなる。

保証人変更申請書(自然人用)

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(□受けようとする／□受けている／□受けていた)者ですが、保証人を変更したいので、下記のとおり申請します。
なお、新たな保証人の保証書も併せて提出します。

1 申請者 記

氏 名 (自署)	フリガナ	名	押印欄 
	氏		

2 変更前の保証人

氏 名	フリガナ	名
	氏	

3 変更前の保証人に生じた事由(①から⑦までのいずれか又は複数を選択する。)

☐ ① 死亡のため
☐ ② 行為能力を欠くに至ったため
☐ ③ 強制執行を受けたため
☐ ④ 租税その他の公課について滞納処分を受けたため
☐ ⑤ 財産について競売の開始があったため
☐ ⑥ 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたため
☐ ⑦ その他()

4 変更後の保証人

氏 名	フリガナ	名
	氏	
提出書類	保証書(1通)	

保証人変更申請書(金融機関用)

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(□受けようとする／□受けている／□受けていた)者ですが、保証人を最高裁判所の指定する金融機関に変更したいので、下記のとおり申請します。
なお、当該金融機関に対して申請者の個人情報及び修習資金の貸与に関する情報を提供することについて同意します。

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ	名	押印欄
	氏		

2 変更前の保証人

氏名	フリガナ	名
	氏	

3 変更前の保証人に生じた事由(①から⑦までのいずれか又は複数を選択する。)

☐ ① 死亡のため
☐ ② 行為能力を欠くに至ったため
☐ ③ 強制執行を受けたため
☐ ④ 租税その他の公課について滞納処分を受けたため
☐ ⑤ 財産について競売の開始があったため
☐ ⑥ 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたため
☐ ⑦ その他()

4 添付書類

保証委託書(2通)

修習資金貸与申請撤回書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(□受けようとする／□受けている)者ですが、修習資金の貸与申請を、本日から将来に向かって撤回します。

申請者

氏名 (自署)	フリガナ	押印欄
	氏名	

(注意) 撤回書の提出日の属する貸与単位期間の次の貸与単位期間(撤回書の提出日が貸与単位期間の初日であるときは、その日の属する貸与単位期間)以降に係る修習資金の貸与を終了することとなる。

提出する書式は「提出書類等」からダウンロードしたものを
使用してください

繰上返還申請書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者ですが、繰上返還をしたいので、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ	氏名	押印欄
	氏	名	
現住所	フリガナ		
	(〒)	都道府県	市区町村

2 繰上返還の方法(①から③までのいずれかを選択する。)

☐ ① 返還すべき修習資金の残額を一括して返還する。
繰上返還額 円
☐ ② 複数年分の年賦金を一時に納付する。
繰上返還年数 年分
繰上返還期間 平成 年 ～ 平成 年分
繰上返還額 円
納付告知書の送付時期((1)又は(2)のいずれかを選択する。)
☐ (1) 納入告知書を直ちに送付していただきたい。
☐ (2) 納入告知書を年賦金の納入告知書の送付時期(7月上旬)に送付していただきたい。
☐ ③ 納付期限の到来していない年賦金のうち、1年分の年賦金を納付する。

3 各年賦金の納付期限の順次繰上げ(2の②又は③の場合のみ選択する。)

☐ ① 各年賦金の納付期限の順次繰上げを行う。(最終の年賦金の納付年度 平成 年度)	
☐ ② 各年賦金の納付期限の順次繰上げを行わない。	
添付書類	☐ 申述書(②の場合のみ添付)

(注意)

- この申請書は、繰上返還に係る年賦金についての修習資金貸与要綱第16条に規定する納入告知書の発送の予定期日の2週間以上前の日までに提出しなければならない。
- 繰上返還は、納入告知書に記載されている期限までに行わなければならない。期限を徒過した場合は、納入告知書に記載したところにより年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息をあわせて納付しなければならない。
- 3の②は、やむを得ない事由があるときに限り認められる。

返還明細書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、下記2の修習資金貸与明細のとおり、修習資金の貸与を受けていた者ですが、

- ① 下記の内容を確認しました。
- ② 下記3のとおり修習資金を返還することを約束します。
- ③ 下記4の内容に相違ありません。
- ④ 修習資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までにその年の4月1日における住所及び職業を「住所等届出書」により、必ず最高裁判所へ届け出ます。

記

1 被貸与者

氏名(自署)	フリガナ氏名	押印欄
修習終了後の住所又は連絡先	フリガナ(〒)都道府県市区町村	
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))		※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。

(注意) 修習終了後の住所が未定の場合は、確実に連絡がとれる住所(親族方、勤務先等)を記入し、翌年4月に提出する「住所等届出書」において確定後の住所を届け出ること。

2 修習資金貸与明細

	貸与金額	交付日		貸与金額	交付日		貸与金額	交付日
第1回			第7回			第13回(予定)		
第2回			第8回					
第3回			第9回					
第4回			第10回					
第5回			第11回					
第6回			第12回			合計(予定)		

(注意) 交付日は、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(以下「規則」という。)第2条第2項の最高裁判所の定める日をいう。

3 返還方法

返還総額	貸与を受けた修習資金の総額
支払方法	届出のあった住所地あての納入告知書に基づき、返還総額の10分の1ずつを毎年7月25日までに納付する(10年の年賦払)。

(注意) 7月25日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日

4 保証人(①又は②のいずれかを選択する。)

☐ ① 自然人2人(住所の変更がない場合でも必ず住所を記載すること。)

氏名	フリガナ氏名	住所変更の有無	☐ 有 ☐ 無
住所	フリガナ(〒)都道府県市区町村		
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。

氏名	フリガナ氏名	住所変更の有無	☐ 有 ☐ 無
住所	フリガナ(〒)都道府県市区町村		
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。

☐ ② 最高裁判所の指定する金融機関

5 被貸与者の職業(予定しているものを含む。)(該当するものを選択する。)

職業	☐ 裁判官 ☐ 検察官 ☐ 弁護士 ☐ その他	〔所属弁護士会 法律事務所等 勤務先等〕 電話番号 電話番号
----	---	--

(注意)

- 1 返還明細書に署名押印の上、提出期限(修習満了日又は最高裁判所の指定する日)までに必ず提出すること。
- 2 提出期限までに提出されない場合は、規則第8条第1項第3号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない。
- 3 「職業」欄の、「裁判官」は「判事補採用願」を、「検察官」は「検事採用願」を提出済みの者をいう。

返還期限猶予申請書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、(☐ 最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者 / ☐ 最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者の保証人 / ☐ その他 ()) ですが、修習資金の返還期限の猶予を求めたいので、下記のとおり申請します。

提出する書式は「提出書類等」からダウンロードしたものを使用してください

1 申請者

氏名 (自署)	フリガナ	氏名	押印欄
	氏	名	
現住所	フリガナ	(ー)	
	(ー)		
	都道府県	市区町村	
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))			※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
修習資金の貸与を受けていた者との関係	☐ ①本人 ☐ ②保証人 ☐ ③その他		

2 修習資金の貸与を受けていた者(申請者が「本人」の場合は記入不要)

氏名	フリガナ	氏名
	氏	

3 返還期限の猶予の期間

平成 年返還期限 ~ 平成 年 月 日まで

(注意) 返還期限の猶予の期間は、1年以内で当該猶予に係る事由が継続すると見込まれる期間とする。

4 返還期限の猶予の事由(①から③までのいずれか又は複数から選択する。)

☐ ① 災害のため	
添付書類	☐ 被災証明書等及び返還が困難になったことを証する資料
	☐ 申述書 (具体的な内容を記載すること。)
☐ ② 傷病のため	
添付書類	☐ 診断書及び返還が困難になったことを証する資料
	☐ 申述書 (具体的な内容を記載すること。)
☐ ③ その他(①及び②に準ずるやむを得ない理由のため)	
添付書類	☐ 災害、傷病に準ずる事情及び返還が困難になったことを証する資料
	☐ 申述書 (具体的な内容を記載すること。)

返還免除申請書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、(☐ 最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者 / ☐ 最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者の保証人 / ☐ 最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者の相続人 / ☐ その他 ()) ですが、修習資金の返還の免除を求めたいので、下記のとおり申請します。

1 申請者

氏 名 (自署)	フリガナ	氏 名	押印欄
現住所	フリガナ (〒) 都道府県 市区町村		
電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))		※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。	

2 修習資金の貸与を受けていた者(申請者が「本人」の場合は記入不要)

氏 名	フリガナ	氏 名

3 返還免除事由(①又は②のいずれかを選択する。)

☐ ① 修習資金の貸与を受けていた者が、死亡により返還することができなくなったため	
添付書類	死亡診断書又は除籍謄抄本及び返還できなくなったことを証する資料
☐ ② 修習資金の貸与を受けていた者が、精神又は身体の障害により返還することができなくなったため	
添付書類	その事実及び程度を証明する医師の診断書及び返還できなくなったことを証する資料

変更事項届出書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を(□受けようとする／□受けている／□受けていた)者ですが、届出事項(□住所／□職業／□氏名／□保証人)について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 届出人

氏名 (自署)	フリガナ	氏名	押印欄
	氏		

2 氏名(①又は②のいずれかを選択する。)

変更者	☐ ①届出人	☐ ②保証人
(1) 現在の届出氏名(旧氏名)	フリガナ	氏名
(2) 変更後の氏名(新氏名)	フリガナ	氏名
添付書類	戸籍謄抄本	

3 変更後の住所(①又は②のいずれかを選択する。)

変更者	☐ ①届出人	☐ ②保証人 (氏名)
現住所	フリガナ (〒 -) 都道府県 市区町村	
	電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号))	
メールアドレス	@	

4 変更後の職業(①又は②のいずれかを選択する。)

変更者	☐ ①届出人	☐ ②保証人 (氏名)
職種	勤務先等 (電話番号 ()) ※ 弁護士の場合は、法律事務所の電話番号を記載する。	

5 変更前の保証人に生じた事由(①から⑦までのいずれか又は複数を選択する。)

変更者	保証人 (氏名)
☐ ① 死亡のため	
☐ ② 行為能力を欠くに至ったため	
☐ ③ 強制執行を受けたため	
☐ ④ 租税その他の公課について滞納処分を受けたため	
☐ ⑤ 財産について競売の開始があったため	
☐ ⑥ 破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたため	
☐ ⑦ その他()	

(注意)

- 1 5について変更事項を届け出る場合は、本届出書の提出後、速やかに保証人変更申請書を提出すること。
- 2 この届出書は、変更事由が生じた日から2週間以内に提出すること。

住所等届出書

平成 年 月 日

最高裁判所 御中

私は、最高裁判所から修習資金の貸与を受けていた者ですが、平成 年4月1日現在の住所等について、下記のとおり届け出ます。

なお、下記の届出の内容に変更が生じたときは、速やかに、最高裁判所へ届け出ます。

1 届出人

氏名 (自署)	フリガナ	氏名	押印欄
	氏	名	

2 届出の住所(①又は②のいずれかを選択する。)

変更の有無	☐ ①有 ☐ ②無 (前回の届出後の変更の有無につき記載すること。)
現住所	フリガナ (〒) 都道府県 市区町村
	電話番号(自宅又は携帯(日中確実に連絡可能な番号)) ※市外局番等は、左詰めとし、間に「-」を記入する。
メールアドレス	@

3 届出の職業

(①又は②のいずれかを選択し、変更がない場合でも必ず所属庁等を記載すること。)

変更の有無	☐ ①有 ☐ ②無 (前回の届出後の変更の有無につき記載すること。)
職業	☐ 裁判官 { 所属庁 }
	☐ 検察官 { 所属庁 }
	☐ 弁護士 { 所属弁護士会 法律事務所等 電話番号 }
	☐ その他 { 勤務先等 電話番号 }

(注意)

- 修習資金の返還を終えるまでの間、毎年4月30日までにその年の4月1日における住所及び職業を、この届出書により最高裁判所に届け出なければならない。
- この届出書を提出期限までに提出しない場合は、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則(平成21年最高裁判所規則第10号)第8条第1項第4号及び修習資金貸与要綱第19条第2項第1号に基づき期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を一括して返還しなければならない場合がある。
- 返還明細書提出時に、所属弁護士会及び法律事務所等又は勤務先等の記載をしていない者又は変更が生じた者は、この届出書に記載する。